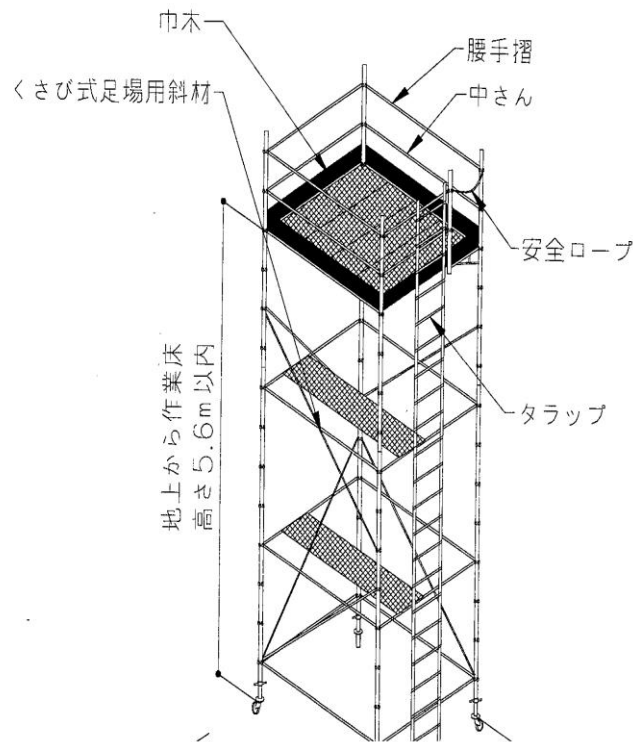


くさび部材を移動式足場として単独使用する場合



「組立基準」

1. (移動式足場)ローリングタワーとして使用する場合、支柱間(巾・奥行)は1.8mを基準とし、少なくとも1.2m以上とする。
作業床の高さは5.6m以下(安全が確認された場合これに限らず)支柱間隔が1.2mの場合 3.8m以下とする。
2. 作業床の高さが5.6mを超える場合、アウトリガーの設置あるいは少なくとも2スパン以上を連結する。
3. 昇降設備を設置した面以外は全高に斜材(筋交い)を設ける
4. 作業床には手摺・中さん及び巾木(高さ10cm以上)を設ける
5. 不安定にならない場所に昇降設備を設ける(基準を満たしていること)

*** 使用は注意事項を遵守し、安全に使用をお願いします。**

(部材使用例 2層の場合)

支柱	SA-36	4本
支柱	SA-09	4本
手摺	SC-18	20本
踏板	SD4018	5枚
筋交い	1800	6本
車輪	ブレーキ付き	4個
梯子	2700	1本
梯子	1800	1本
クランプ		6個

*上記のイラストの内容ではありません。
*詳細は各センターにお問い合わせ下さい。